

【草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務に係るプロポーザル実施要領】

1 目的

本要領は、草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務（以下「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選考するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名 草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務

(2) 業務内容

別紙「草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務に係る仕様書」のとおり。

(3) 業務場所

草津市立第四保育所 (草津市芦浦町 310-1)

草津市立矢橋ふたばこども園 (草津市矢橋町 888-1)

(4) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 履行期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(6) 委託料上限額

本事業に係る業務委託料の予定上限額は、次のとおりとする。ただし、準備行為等に係る費用を含むものとする。この予定上限額を超えた場合は失格とする。

履行期間合計（2か年） 金 61,776,000 円（消費税および地方消費税額を含む）

《内訳》 草津市立第四保育所・草津市立矢橋ふたばこども園（2施設）

金 30,888,000 円（消費税および地方消費税額を含む） × 2か年

3 実施形式

(1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法 事業者より提出された書類およびプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

4 日程

項目	期日	備考
公募による募集	令和6年12月6日（金） ～令和7年1月9日（木） 午後5時	市ホームページに実施要領等を掲載
質問書提出期間	令和6年12月6日（金） ～令和6年12月16日（月）	質問書（様式第1号） 【電子メール】
現地説明会	令和6年12月13日（金）	12月12日（木）正午までに申込が必要
質問書回答	令和6年12月19日（木）	市ホームページに掲載
参加意思表明書 等提出期限	令和6年12月6日（金） ～令和6年12月23日（月） 午後5時	①参加意思表明書（様式第2号） ②登記事項証明書(写) ③完納証明書(写) ④会社概要（様式第3号）

		⑤給食調理業務実績がわかるもの ・委託業務契約書(写) ・仕様書(写) ・履行証明書(写) ※草津市登録事業者の場合、②③の提出を省くことができる。 【持参または郵送】 幼児課
参加資格の審査	参加意思表明書等提出後 3 日以内	電子メールにて連絡する。
企画提案書等提出期限	参加資格審査結果通知後 ～令和 7 年 1 月 9 日 (木) 午後 5 時	①プロポーザル企画提案書 (様式第 4 号) ②価格見積書 (様式第 5 号) ③経費内訳書 (様式第 6 号) 【持参または郵送】 契約検査課
プレゼンテーションの実施	令和 7 年 1 月 15 日 (水)	事前に電子メールにて詳細を連絡する。
選定結果の通知	令和 7 年 1 月下旬	郵送にて通知 また、市ホームページにも掲載
契約締結	令和 7 年 1 月下旬以降	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

5 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第 3 者の不正の利益を図る目的または第 3 者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
 - ⑤ 仕様書に記載されている業務経験、資格等を有し、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、衛生的に調理を行う者を本業務に従事させることができること。
 - ⑥ 保育所・こども園等の就学前教育・保育施設において、1回100食以上の給食を調理提供する受託施設の実績があること。
- (2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第1項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

6 現地説明会

委託施設の概要説明および施設見学のため、現地説明会を開催する。

尚、説明会への参加は任意であり、参加の有無により審査にて不利になることはないものとする。

(1) 開催日 令和6年12月13日（金）

(2) 説明会スケジュール

草津市立第四保育所 午後1時45分から午後2時25分まで

草津市立矢橋ふたばこども園 午後3時00分から午後3時20分まで

(3) 参加申込

令和6年12月12日（木）正午までに、草津市子ども未来部幼児課あてに業者名称および参加者氏名を連絡すること。

参加者は、1社につき2名までとし、参加申込のない場合は、説明会への参加は不可とする。

(4) その他

① 本業務に関する施設概要や業務内容は、第四保育所で説明し施設見学の後、矢橋ふたばこども園では施設の見学のみ実施する。

② 給食室の見学を希望する場合は、白衣・帽子・マスク・厨房用靴を持参の上、説明会開催日から1ヶ月以内の検便検査結果（赤痢菌、サルモネラ菌および腸管出血性大腸菌 O-157・O-026・O-111）を提出すること。

7 質疑応答

(1) 提出方法

本プロポーザルに係る質問がある場合は、質問書（様式第1号）を用いて電子メールにて行うこと。窓口または電話での質問は一切受け付けないこととする。

(2) 提出期限

令和6年12月6日（金）～令和6年12月16日（月）までとする。

なお、質問期間経過後の質問は、一切受け付けないため、留意すること。

(3) 提出先

草津市役所子ども未来部幼児課指導研修係

メールアドレス yoji@city.kusatsu.lg.jp

メールの表題は、「草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務に関する質

問書」とすること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年12月19日（木）に市ホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。審査に関するもの、質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。また、質問者に関する情報は回答には含めない。

(5) 回答に対する再質問は受け付けない。

8 参加申込の手続き

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書、草津市契約規則等の各規定を理解した上で、以下に定めるところにより、次の書類を提出すること。また、各様式等の記載にあたっては、別紙「草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務に係るプロポーザル企画提案書等作成要項」を参照のこと。

(1) 参加の意思表示

下記の書類の提出を以って、参加の意思を表明することとする。尚、草津市登録事業者の場合、②～③の提出を省略することができる。

【提出書類】

- ① 参加意思表明書（様式第2号） 1部
- ② 登記事項証明書（写） 1部
- ③ 完納証明書（写） 各1部
 - ア. 本店に係る市町村税分（当該市町村発行）
 - イ. 支店、営業所等が草津市に存する場合には草津市税分（草津市発行）
 - ウ. 法人税、消費税及び地方消費税分（税務署発行）※ア及びイは直近1年分の納期が到来した全ての税目とする。
- ④ 会社概要（様式第3号）※9部提出
- ⑤ 保育所・こども園等の就学前教育・保育施設における給食調理業務実績がわかるもの
 - ア. 委託業務契約書(写)
 - イ. 仕様書(写)
 - ウ. 履行証明書(写)

【提出方法及び提出期限】

持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。

郵送は提出期限到着分まで受け付けることとする。なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

令和6年12月6日（金）～12月23日（月）午後5時まで

※期間内の提出については、平日午前8時30分から午後5時15分までの間に提出のこと

【提出場所】

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所子ども未来部幼児課（さわやか保健センター2階）
電話：(077)561-6878 FAX：(077)561-6780

(2) 参加資格の審査

提出された参加意思表明書類を基に、参加資格審査を実施する。

審査結果については、3日以内（土日祝日を含む）に、電子メールにて通知する。なお、審査結果等に関する意義申し立ては、一切受け付けない。

(3) 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた場合は、速やかに下記の資料を追加提出すること。

【提出書類】

① プロポーザル企画提案書（様式第4号） 9部

② 価格見積書（様式第5号）

③ 経費内訳書（様式第6号）

ア. 見積については、価格見積書（様式第5号）および経費内訳書（様式第6号）を使用するものとし、施設毎の金額と合計額を見積もること。

イ. 価格見積書・経費内訳書については、必ず他の資料と別の封筒に入れ、草津市契約規則第23条第2項の規定に基づき、必ず代表者印で封印のうえ提出すること。（封じ目すべてに押印のこと。）

ウ. 経費内訳書（様式第6号）については、該当施設毎・該当年度毎に作成の上、提出すること。

【提出方法及び提出期限】

持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。

郵送は提出期限到着分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

参加資格審査結果通知後～令和7年1月9日（木）午後5時まで

※期間内の提出については提出最終日（令和7年1月9日）を除き、平日午前8時30分から午後5時15分までの間に提出のこと。

【提出場所】

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

草津市役所総務部契約検査課（市役所7階）

電話：(077)561-2307 FAX：(077)561-2490

※提出時、契約検査課窓口で、「公募型プロポーザルであること」「業務名」「事業者名」を伝えること。

(4) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。

提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、本市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。

提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

9 選考方法

草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務を委託するにあたり、プロポーザルの提案内容の審査および選考を行うため、草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置して、当該業務の遂行に最も適した委託事業者を選考し、その者を優先交渉者と定め、契約締結に向けて契約内容等の交渉を行う。なお、交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の優先交渉者と交渉を行うものとする。

(1) プレゼンテーション審査

① 実施日時 令和7年1月15日（水）

※実施時間等は、後日通知するものとする。

※プロポーザルへの参加事業者数等により変更する可能性がある。

② 実施場所 草津市役所

③ 実施方法

準備時間	5分間
説明時間	20分間
質疑応答	15分間
撤去時間	5分間（可能な限り速やかに行うこと）

ア. プレゼンテーションの会場への入室は本業務の主担当を含む4名以内とし、説明前に入室者の氏名を口述するものとする。また、主たる説明・質疑応答は、本業務の主担当が行うこと。

イ. プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器は、各提案者が用意すること。ただし、スクリーン・プロジェクターは審査委員会が用意するので、使用する場合は事前に連絡すること。

ウ. プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

10 候補者の選定

審査委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

- ① 審査委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を委託先候補者（優先交渉者）として選定する。
- ② 評価点が同点の場合は、企画提案内容中の「提案を求める事項」の評価が高い事業者を選定する。
- ③ 提案者が1者のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば委託先候補者（優先交渉者）とする。
- ④ 委託先候補者（優先交渉者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合または同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本業務についての交渉を行う。

(2) 評価基準

参加表明書類や企画提案書類、プレゼンテーションを基に、評価基準に基づいて審査を行う。評価項目ごとの評価割合は、次のとおりとする。

プロポーザル審査委員会を設置し、下記の内容について審査を行う。

	審査項目	審査内容	配点
1	基本方針	基本方針	5
2	経営状況・事業実績	経営状況や保育所やこども園等における給食調理業務実績	10
3	給食に対する基本的な考え方	給食の質の向上	20
		子どもとの関わり	
4	個別対応食について	離乳食(移行食含む)やアレルギー対応食(除去食・代替食含む)・疾病、障がいや発達特性および宗教上の理由による個別の配慮食等、多様な食事形態への個別対応	20
		丁寧な個別対応のための手法	
5	食育の推進について	食育の取組にかかる考え方と具体的事例	20
		保護者や地域と連携した食育の取組	
6	衛生管理体制	衛生管理マニュアルや調理従事者の健康管理への取組	30
		食中毒や異物混入の具体的防止策	
		施設における衛生管理対策	
7	緊急時対応	緊急時に対する方針・マニュアル	15
		災害発生時の対応や体制	
		代行保証	
8	安定的な調理体制の確保	業務開始に向けた計画	40
		従業員の教育・研修等の実施	
		調理従事者のタイムスケジュール	
		着実な業務遂行のための体制確保策	
9	見積額	見積内容の妥当性と運営に関する企業努力	40
合 計			200

審査委員会での審査において、評価基準の評価点が6割未満の候補者は、委託先候補(優先候補者)として選定しないものとする。なお、候補者が1者の場合においては、見積価格を除いた評価点で判断するものとする。

(3) 審査結果

審査結果については、令和7年1月下旬に、全ての参加事業者に文書で通知するとともに、草津市ホームページに掲載する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 企画提案の失格

以下の条件に該当する場合は、審査委員会へ報告のうえ、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合

- ② 実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成および記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積書の提出について、代表者印が押印されていない場合および見積金額に訂正のある場合
- ⑤ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合（封じ目すべてに押印が必要）
- ⑥ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑦ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑧ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑨ 「2 業務の概要（6）委託料上限額」に記載する額を超過した見積書を提出した場合

1 1 契約の締結等

- (1) 本業務の契約は、草津市契約規則によるものとする。
- (2) 草津市は、委託先候補者（優先交渉者）と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更および削除する場合がある。また、これにより、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。
- (3) (2)による協議成立後、草津市と受託者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、委託料上限額の範囲内で、随意契約を締結するものとする。
- (4) (2)(3)の規定に関わらず、当初提案の内容について変更の必要がないと認めるときは、再度の見積徴取は行わず、当初の見積書をもって、随意契約を締結する。
- (5) 業務委託の内容は、企画提案及びプロポーザル仕様書の内容に限定されることなく、締結する委託契約書によるものとする。
- (6) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (7) 前払金 不可
- (8) 分割払 可
- (9) 契約保証金 免除

1 2 その他

- (1) 費用負担
本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を草津市に請求することはできない。
- (2) 辞退の表明
参加表明書の提出後または企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課（草津市子ども未来部幼児課）あてに提出すること。辞退により、不利益な扱いを受けることはない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、草津市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(4) 本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 情報公開および提供

草津市は企画提案者から提出された企画提案書等について、草津市情報公開条例（平成16年条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの委託先候補者（優先交渉者）特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(6) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

1.3 問合せ先

草津市役所子ども未来部幼児課 担当者：大槻

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号（さわやか保健センター2階）

電話：(077)561-6878 FAX：(077)561-6780

メールアドレス：yoji@city.kusatsu.lg.jp